

三重県観光マーケティングプラットフォーム
参画促進及び人材育成業務委託仕様書

三重県

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内観光産業は大きな打撃を受けていることから、観光産業を再生させ、将来に向かって持続的に発展していくための取組を進めていく必要がある。

このため、令和3年度には、県、三重県観光連盟、市町、観光地域づくり法人(DMO)、観光関連事業者等の県内の観光関連組織がデジタルを活用した戦略的なマーケティングを適切に実施し、データを活用した効果的な情報発信や地域の魅力づくりにつなげるため、旅行者データを収集・蓄積して情報発信等に活用できる「三重県観光マーケティングプラットフォーム(以下、プラットフォームという)」を構築したところである。

本委託業務では、市町・DMO・観光協会・観光関連事業者・飲食店等(以下、観光関連組織・事業者という)が、構築したプラットフォームに参画してプラットフォームを活用することを促進するとともに、プラットフォームを活用して戦略的な観光マーケティングを実施できる人材育成を行うことにより、プラットフォームの効果を最大限に引き出していくことを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和5年3月24日(金)まで

3 委託業務の概要

(1) プラットフォームへの参画促進業務

三重県内の観光関連組織・事業者が、プラットフォームに参画し、プラットフォームを活用できるようにするため、以下の取組を行うこと。

① プラットフォームの周知

(ア) Web ページ作成

プラットフォームの内容を説明し、参画することのメリットを分かりやすく伝えるためのWeb ページを作成し、三重県観光連盟が運営する「観光三重」内に設置すること。

なお、Web ページ内には簡易な相談フォームを設置し、プラットフォームと連携して相談事業者を管理できるようにすること。

(イ) 案内チラシ作成

プラットフォームの内容を説明し、参画することのメリットを分かりやすく伝えるための案内チラシを作成すること。

(ウ) 各種業界団体への働きかけ

県と共に、県内の商工・経済団体や業界団体に対し、プラットフォームを周知し、活用の働きかけを行うこと。

② 観光関連組織・事業者への働きかけ

プラットフォームに参画する観光関連組織・事業者が200者以上になることを目標に、個別に働きかけを行うこと。

なお、どのような働きかけを行うことで目標数値を達成するかについて、具体的に提案すること。

(2) 人材育成業務

① 観光マーケティングセミナーの開催

県内の観光マーケティングを促進していくため、観光関連組織・事業者が、観光マーケティングの理論や全国での事例等を学べるセミナー（3回以上の連続講座）を開催するとともに、観光事業者がマーケティングの理論や観光業界における実例等を学べるセミナー（3回以上の連続講座）を開催すること。

なお、プラットフォームの参画促進につながる企画を提案すること。

② 観光関連組織・事業者への個別サポート

プラットフォームを活用したマーケティングを展開する観光関連組織・事業者のうち、事例として横展開できそうな優れた取組を行っている者（概ね10者程度）に対し、一定の成果が出せるようデータ分析をする等の個別サポートを実施すること。

4 委託経費及び支払条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

5 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

① 報告期限：令和5年3月24日（金）

② 記載事項

- ア 委託名
- イ 契約金額
- ウ 契約日、契約期間
- エ 完成年月日
- オ 実施した業務概要
- カ その他、事業実施の説明に必要な書類

6 その他業務実施上の条件

- (1) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(2) その他関係法令の順守

受託者は、その他関係法令を遵守すること。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(8) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

1. 受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務

に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。

2. 受託者が1のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

三重県観光マーケティングプラットフォームの内容について

<主要機能の概要>

①スマホでみえ得キャンペーン

- ・県内の観光関連施設等を訪問し、施設利用アンケートに回答することでポイントが付与され、一定ポイント数に達した場合に宿泊券や特産品等の抽選懸賞に応募できる仕組み

②旅程作成機能

- ・観光三重サイト閲覧者が、サイト上で希望する旅程を作成・保存できる機能

③地域 OTA 機能

- ・観光客が三重県内の観光関連施設（宿泊施設、体験施設、飲食施設等）を予約できる機能

④電子クーポン機能

- ・上記③の地域 OTA 機能を利用して予約した場合や、各観光関連施設が独自に発行する割引クーポン等入手・購入出来る機能

⑤データ管理機能

- ・三重県の観光情報サイト「観光三重」のほか、上記①～④の機能を活用して三重県を訪れる観光客に関する各種情報を収集・蓄積し、マーケティングの基盤となる観光客データを管理する機能
- ・観光関連事業者の情報等を随時登録するとともに、上記①～④の機能における観光客の利用状況の把握や集計、三重県と各事業者の接触記録の登録や庁内における情報共有など、事業者情報を蓄積・管理する機能

⑥データ活用機能

- ・上記⑤にて収集・蓄積した観光客に関する各種情報等を活用し、データに基づくマーケティングを実施できる基盤となる機能
- ・事業者データについても、今後活用できることを想定した基盤となる機能
- ・収集したデータ等をもとに、容易に可視化ができる機能

⑦データ連携機能

- ・上記①～④の各機能において収集する情報を、⑤データ管理機能へ自動的に取り込み、メールアドレスを一意的キーとして名寄せを行い、同一人物の情報はとりまとめて活用できるようにするための機能